

善意をありがとうございます

- 宇佐美 彰朗さん (燕市 PR 大使)
子どもたちにチャレンジしてもらおうきっかけづくりとして、マラソン大会の受賞トロフィー、カップなど 25 点
- 志田 知隆さん
燕市教育委員会に地域史資料として、古写真など歴史資料 12 点
- 田中 公一さん
子ども夢基金に 100 万円
- JA 新潟かがやき燕地区園芸協会
学校給食にトマト 4 kg× 40 ケース
- 分水ロータリークラブ
燕市に木彫りのフェニックス像、分水地区小中学校への防犯カメラ設置費として 30 万円



※順不同

交通公園に新遊具

「ビルダーズ」が登場！

本物の重機と同じ動きを体験できるショベルカーアトラクションです。

¥ 1 回 200 円
 所・問 燕市交通公園 ☎ 0256・64・4680



遊具のイメージ

お知らせ

毎月勤労統計調査 特別調査を実施します

厚生労働省では、7 月末現在で常用労働者を 1〜4 人雇用する事業所（農林漁業・一般公務を除く）を対象に、雇用、給与および労働時間の状

況を調べる毎月勤労統計調査特別調査を行います。県知事が任命した統計調査員が対象事業所を訪問しますので、回答をお願いします。調査期間 7 月下旬〜8 月下旬 調査対象地域 燕市内の一部地域 問新潟県統計課 生活統計班 ☎ 025・280・5119

可燃ごみの減量にご協力ください

日々の生活の中でも少しの工夫で、ごみの量を減らすことができます。1 日では数グラムでも、小さな積み重ねがごみの減量につながります。皆様のご協力をお願いします。

例えば、

レジ袋をもらわず、マイバックを使おう！ レジ袋は、一度使っただけで廃棄されることが多く、ごみを増やす原因のひとつとなっています。地球を守るためにマイバックを持参しましょう。



問 燕・弥彦総合事務組合 環境センター
 ☎ 0256・93・4704

パスポート発給手数料の納付方法が変わります

「新潟県収入証紙」が廃止されることに伴い、7 月 1 日(月)以降、パスポート発給手数料の納付方法が次のとおり変更になります。9 月 1 日(月)以降は、収入証紙を購入してパスポートの発給手数料を納付することはできませんのでご注意ください。

【納付方法】

区分	納付方法	R6.7.1	R6.9.1	R7.4.1
国手数料分	収入印紙	→	→	→
	収入証紙	→	→	使用不可
県手数料分	窓口キャッシュレス	→	→	→
	県発行の納付書	→	→	→

【注意事項】

- ・「収入印紙」は、郵便局または市民課窓口で購入できます。
- ・「収入証紙」は、金融機関または市民課窓口で購入できますが、8 月 31 日(土)で販売終了となります。なお、購入済みの収入証紙は令和 7 年 3 月 31 日(月)まで使用できます。
- ・「窓口キャッシュレス」は、市民課窓口でクレジットカード／電子マネー／コード決済が利用できます。
- ・「県発行の納付書」は、金融機関窓口で手数料納付後、領収日付印の押された領収済証をパスポート交付時にお持ちください。※オンライン申請（切替新規申請のみ）をする人は、国・県手数料を一括でクレジットカードによるオンライン納付が可能です。

問 燕市パスポートセンター(市民課内)
 ☎ 0256・77・8126

「収入証紙の廃止について」
 の新潟県ホームページ▶



巻務署への申告書など提出先が変わります

7 月 10 日(水)に「関東信越国税局業務センター新潟分室」が開設されます。これに伴い、申告書や申請書・届出書などの郵送による提出先が変わります。なお、納税証明書の交付、現金による国税の納税や予約による相談は従来どおり巻務署で行います。■申告書などの提出先 〒951-8625 関東信越国税局業務センター新潟分室 ※住所の記載は不要です。他 申告(納税)については国税庁ホームページをご確認ください。◎電話相談は電話相談センター(☎0570・00・5901)をご利用ください。◎巻務署での相談は事前予約が必要です。問巻務署 ☎0256・72・2355



国税庁ホームページはこちら▶

新潟県令和 6 年能登半島地震災害義援金を配分します【燕市分】

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により被災された人に対し、国内外の皆さんから寄せられた義援金を配分します。なお、配分基準は新潟県令和 6 年能登半島地震災害義援金配分委員会にて決定しました。

■対象

災害義援金を受け取るには、申請が必要です。住家被害について、義援金の配分対象となる人（主たる住家に被害があり、燕市税務課から令和 6 年能登半島地震による住家の被害認定を受けた世帯）には、被災証明書に記載されている世帯主宛てに案内を送付しています。

※住家の被害認定を受けていない世帯は義援金を受け取れません。

■問合せ

●配分対象および配分金額について：

義援金配分委員会事務局（新潟県県民生活課）☎ 025・280・5134

●義援金申請手続きについて：燕市 防災課 防災対策係☎ 0256・77・8381

●住家の被害認定について：燕市 税務課 資産税 2 係☎ 0256・77・8148